

地域農業計画論の課題と方法の検討

藤谷 築次

1 本稿の課題

本稿では3つの課題を取り扱う。第一の課題は、「地域農業計画論」を農業経営学の一分野として積極的に位置づけ発展させる必要があると考えるが、それは何故か、その点を検討すること、第二の課題は、「地域農業計画」の概念と「計画」策定の意義、「計画」の基本フレームを明らかにし、それを踏まえて「地域農業計画論」の課題を検討すること、そして第三の課題は、「地域農業計画」策定の方法上の要件を吟味し、それを踏まえて、「計画論」における計画方法確立の方向を検討すること、である。

このような課題設定の背景となっている筆者の問題意識は、一つは、現在の農業経営学の閉塞状況に対する危機意識であり、もう一つは、「地域農業計画論」の渾鈍状態に対する苛立ちである。本稿は試論の域を出るものではないが、筆者の「地域農業計画論」の序説的デッサンである。

2 農業経営学の新たな展開方向と地域農業計画論の意義

(1) 農業経営学の閉塞状況と新たな展開方向

農業経営学が取り組むべき今日課題は何か。このことを明確に指摘できる農業経営学研究者は何人いるであろうか。しかし、少なくとも、農業経営学が個別農業経営体のみを対象にする学問ではなくなって来ていること、また農業経営学が、客観的分析科学としての農業経営経済学に止まり得なくなって来ていること、は専門家の共通の認識になり始めてきていると判断したい。農業経営学が閉塞状況にあるとすれば、そこからの脱却の道は、上記の2つの認識を深めること、それを学会レベルで真の共通の認識に高めること以外にはない、と思われる。

研究の対象をどう指定するか、は学問論の基本にかかわる重大問題である。わが国の農業経営学の閉塞状況の重要な原因は、日本農業の事実上の担い手＝経営主体を、依然として、減少傾向にあるとは言え、広汎に存在し続ける個別の家族農業経営にあり、と錯覚して来たことにあるのではないか。農業経営学が実践の科学であり、経営改善の課題と方策を明確に導出する方法論の開発・定式化を基本的任務とする科学である以上、家族農業経営の経営機能、すなわち経営管理的機能と作業的機能の、特に前者の大幅な外部依存状況をどう認識するかが、重要な大前提となる。「大半の家族農業経営に関しては、経営機能の外部依存化は全面化して来

ており、個別経営が組織メンバーとなっている各種の農業組織や農協の機能の質と効率性の程度が、各経営の経営成果を大きく規定することとなる。¹⁾このような、いわば「組織依存型経営」が、現状における家族農業経営の一般的状況である、といえよう。

そうであるならば、「組織依存型経営」の経営改善の課題と方策を見極めるための経営分析の対象は、個別経営に止まり得ず、何等かの意味で地域農業ないし地域農業に重要な役割を果たしている各種の組織や機関に分析対象を広げざるを得ない。地域農業分析の分析領域ないし重要な分析対象に関しては、農業経営機能の外部化状況に即して具体的に設定されるべきであるが、次の考え方が基本となるべきであろうと考える²⁾。第一は、戦略性の高い経営管理的機能（これは作目によって異なるが）の外部的担い手になっている場合が多い単位農協の組織区域を“組織化された個別経営の分布範囲”ないし“地域農業経営領域”とすること、第二は、分析対象としては、①当該領域内の個別経営群、及びこれら個別経営群に責任をもつ各種の地域農業組織、特に②生産組織、③農協、④市町村・改良普及所その他の関係機関、が包摂されなければならない。

このように、現代の農業経営学は、その有効性を確保しようと思えば、必然的に分析対象を個別経営から地域農業及びその関係組織・機関へと広げざるを得ないのである。

(2) 地域農業計画論の位置づけと重要性の増大

農業経営学の分析対象が個別経営から地域農業に向けて拡大されなければならないことは、上述した通りであるが、地域農業を分析対象とする場合、分析目的を3つに区別することができる。第一は、上述の文脈の下で設定しうる目的である。すなわち、それは、「組織依存型経営」の経営分析体系の一環をなす地域農業分析であり、その目的は、当該地域内の個別経営集団の経営成果の改善に資することにある。筆者はこの種の地域農業分析を“経営改善型地域農業分析”と名付けている³⁾。上述したように、この種の地域農業分析に積極的に取り組んでゆくことは、農業経営学発展の必然の方向である。

第二は、主として県や農協中央会が、あるいは市町村や単位農協が、当該主体が責任をもつ地域農業（管内農業）に対して行っている施策や事業の見直しを行ない、当該主体の機能改善を図ろうとする目的で行う地域農業分析であり、これを関係主体の“機能改善型地域農業分析”と名付けよう。この種の分析は、上記の“経営改善型地域農業分析”のうちの③（農協分析）、④（関係機関分析）と大きく重なる面があることは言うまでもない。⁴⁾

第三は、上記のような、地域農業に責任をもつ関係主体が、地域農業計画を策定しようとする場合に、そのための有用な情報を得るための地域農業分析である。この種の地域農業分析を“計画策定型地域農業分析”と名付けることとする。⁵⁾ この種の地域農業分析は、当該機関にとっては、当然当該機関の役割をよりよく発揮しようとするために地域農業計画を策定しようとしてのことであり、その限りにおいて“機能改善型地域農業分析”と完全に重なる。しかし、この場合の地域農業分析は、地域農業計画の策定につながるものでなければならず、分析は総

合的・体系的であり、かつ地域農業のビジョン定立的でなければならない。両者は区別しておいた方がよい。

第二、第三の目的をもった地域農業分析は、農業協同組合論の一環に、あるいは農政学の新たな、重要な分野となりつつある自治体農政論の一環に、位置づけることができるであろう。しかし、特に第三の“計画策定型地域農業分析”ないし地域農業計画論は、農業経営学の新たな、しかもそのきわめて重要な柱となるべき研究領域として位置づけられるべきものと考ええる。その基本的理由は、農業経営分析が、益々“経営改善型地域農業分析”に発展してゆかざるを得ない客観情勢を基調に、“組織依存型経営”をとりまく情勢の激変は、“経営改善型地域農業分析”を“計画策定型地域農業分析”に統合化、体系化し、高度化してゆがざるを得ないからである。その点に関してもう少し具体的に言及しておく。

近年特に県段階における農業振興計画の見直しや新たな策定への取り組みが盛んになって来ている。理由は三つくらいあると思われる。一つは、一層厳しさを増す方向に激変する農業情勢に対応して、県の農政の新たな基調をどこに求めるかが真剣に模索されざるを得なくなって来ているためである。二つは、そのような厳しい農業情勢の下で、県下の市町村や農業団体が、また改良普及所を初めとする現場の指導機関や指導者が、地域農業の位置づけと基本的な方向づけ機能を、県の計画づくりに強く求めるようになってきていることである。そして三つは、国内農産物市場をめぐる需給関係の軟調化の下での産地間競争の激化への対応が、県ブランドの確立や県連機能の強化といった、県単位での対応を重視しなければならなくなって来ている、との認識が関係者の間に高まって来ていることである。

県のマスタープランの見直しに伴って、その下位計画としての農業計画を見直すというケースも少なくないが、そのような場合にも、上記の三つの理由は十分意識されなければならないであろう。むしろ、上位計画の策定の理念の中に、上記のような下位計画策定の理念が十分に反映されなければならないと思われる。

しっかりした事務局機能をもった市町村の場合にも、地域農業計画づくりへの熱心な取り組みがみられる。また農協陣営では、すべての農協が「地域農業振興計画」を策定し、強力に実践してゆくことが、全国農協大会の決議となっている。しかし現場の切実なニーズに応えうる計画づくりのノウハウの開発はきわめて乏しい、といわざるを得ない。ごく最近に至り、国の農業試験場の一部で、「農村計画部」がスタートしたが、研究の方向づけは、まだ手探りの段階にある。⁶⁾ また、地域農業計画の手法として高度な計量的手法の開発が見られるが、後述するように、計画手法に求められる要件を厳しく意識したものとはなっていない。

- 1) 藤谷築次稿「現代の農業経営分析の課題と領域」（亀谷晃編著『現代農業経営分析論』、富民協会、平成2年刊）25頁。なお同論文で、農業経営機能の外部依存状況を試論時に提示しておいたので参照願いたい（24頁、第2図）。
- 2) 同上稿、26頁、参照。
- 3) 同上、29頁、参照。
- 4), 5) 同上。

6) 東北農業試験場農村計画部『ソフト面からの農村計画へのアプローチ』(1990.9) 参照。

3 地域農業計画論の課題について

(1) 「地域農業計画」の概念と「計画」策定の意義

「地域農業計画」の概念や意義を明確にすることは、地域農業計画論の基本的課題である。「地域農業計画」に限らず、「計画」の概念は必ずしも一義的ではない。「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」といった区分があるが、広義の「計画」は、これら全てを包含する意味で用いられる。

地域農業計画の「基本構想」は、誘導方向（ビジョン）と誘導方策についての基本理念、基本方向、基本方針、つまり農業の位置づけと方向づけ並びに誘導方策についての基本的な考え方を体系的に整理したものを指す、と考えてよい。

これに対して、「基本計画」は、①計画の期間が明示されること、②特に誘導方向が誘導目標的に具体化され、さらにその主要側面が誘導目標値として数量化されること、③誘導方策が施策的・事業的に具体化され、誘導目標に対する下位目標として体系化されると共に、部分的に数量化されること、がその特徴となる。

「実施計画」は、各年度の事業として具体化されるレベルの計画で、予算の裏づけと実施体制が与えられ、実施の手順とスケジュールまで明確にされたものをいう。

各県や市町村が策定に取り組もうとしている「計画」は、多くの場合、上記の「基本構想」と「基本計画」を一体化したもの、ないし両者の中間的性格のものが多くと判断される。

その場合、何よりも重視すべきは、「基本構想」的側面である。基本的な考え方をしっかり整理することが計画の有効性を高める基礎である。変動的で不透明な農業情勢の下で、この基本的考え方を的確に整理することは容易ではないが、計画づくりに今後強く求められているのはその点である。すなわち、計画主体の施策（事業）の展開方向を見定める基礎となる地域農業の位置づけと方向づけ、及びその方向へ地域農業を誘導するために取り組むべき戦略的課題の的確な提起が重要なのであって、必ずしも計画指標の長期的見通しを数量的に求めることに重きをおく必要はないと思われる。それは、農業情勢が変動的で不透明であるために極めて困難だという事情にもよるが、現段階では、“どのような情勢変化にも対応しうる地域農業の体制づくり”という発想を重視する必要があると考えるからである。

例えば、県が策定する地域農業計画は、県の年々の行政施策（事業）の立案と推進の基礎となるべきものであり、まさに行政基礎計画として役立つものであることが要請されている。計画策定の第一義的な意義はこの点にある。これはどのような計画主体の計画に関しても言うべき基本的な意義である。その意味で前述したように“機能改善型地域農業分析”と軌を一にする。

県が地域農業計画を策定することの第二の意義は、県の計画は、県下の各市町村や農業団体

にとっては、決して上位計画ではないが、それぞれの立場での対応に一定の枠組みを与えるものであり、同時にそれぞれの立場で地域農業計画を策定する上で、また年々の施策・事業の展開方向を見極める上で、重要な情報となることが期待されていることである。計画策定の第三の意義として、県下の農業者に対する意欲喚起効果や誘導効果の大きい営農情報としても機能することが期待されているといえよう。

さらに第四の意義として、一般県民の地域農業や県の農政への関心を高め理解をうながす役割を担っていることにも注意しなければならない。これからの地域農業も県の農政も、広く一般県民の理解と賛同なくしては、しっかりした位置づけと積極的な展開はあり得ないからである。

以上のように、県が地域農業振興計画の策定の取り組む意義ないし狙いは、①県行政の展開方向の明確化、②県下の市町村・農業団体等への指針の展示・情報提供、③農業の狙い手の営農意欲の喚起、④一般県民の地域農業への関心の喚起と農政への理解・賛同の確保、の4点に集約することができる。そのような狙いを十分発揮しうるためには、計画の中身が明快で説得的であり、できうる限り魅力的で展望性のあるものでなければならない。

なお、県の農協運動の中核組織である中央会が策定する地域農業計画に関しても、第一、第三、第四の意義を持っており、計画内容の精度によっては第二の意義も十分持ちうる可言えよう。

(2) 「計画」の基本フレーム

「地域農業計画」の基本フレーム＝内容構成をどう考えるか。この点もまた地域農業計画論の基本課題の一つである。種々の事例があり、考え方もさまざまであるが、一般的には次のような柱立てで整理していくことが適切であろう、と考える。⁷⁾

第一. 計画策定の趣旨と計画の性格

計画策定の趣旨（前項で述べたような意義と狙い）、計画の性格（上位計画との関係、計画の前提、計画策定の手続き等）、計画の期間（基準年次と目標年次）、計画に用いる地域区分等が明確に示される必要がある。

第二. 地域農業の特徴と問題点

地域農業の諸特徴、特にその独自性と優位性及び地域農業の問題点並びにそれらの変化の方向性を、対象基準（対全国、対都府県、対西日本等）に照らして明らかにする必要がある。

第三. 地域農業をとりまく情勢変化の方向

全国共通の情勢変化の基調を見極めるとともに、当該地域農業に相対的に固有の情勢変化のポイントを明確にする必要がある。

第四. 地域農業の役割と展開方向

地域農業の役割を、農業、農業者の立場からだけでなく、地域経済、一般地域住民の立場からも明かにし、その点を十分踏まえながら、上記の「第二」で明らかにされた地域農業の独自

性・優位性を生かし、問題点を克服しつつ、「第三」で明らかにされた情勢変化に対応しうる地域農業の展開方向（将来ビジョン）を明らかにする必要がある。

第五. 地域農業の戦略的課題と実践方策

上記の将来ビジョンに向けて地域農業を誘導していくために、計画主体を初め関係機関と農業者が取り組むべき戦略的課題と実践方策（戦略的課題の下位課題）を明らかにする必要がある。

第六. 部門別振興方向と重点課題・実践方策

「第四」の振興方向において明らかにされた地域農業の主要部門（基幹作目）別に、振興方向がより具体的に提示され、誘導効果の高い重点課題と実践方策が明らかにされなければならない。

第七. 地域（地帯）別振興方向と重点課題・実践方策

地域内のサブ地域（地帯）別に振興方向がより具体的に提示され、誘導効果の高い重点課題と実践方策が明らかにされることが望ましい。

第八. 計画主体の対応課題と対応方策

「第五」～「第七」で明らかにされた課題・方策のうち、当該計画主体が取り組むべき課題、方策は何かを確認し、可能な限り具体的に詰める必要がある。

第九. 関係機関等への提言・要請

「第五」～「第七」で明らかにされた課題・方策のうち、地域農業に責任をもっている各関係機関の取り組みが期待される課題・方策は何かを確認し、提言・要請事項として整理して提示する必要がある。その中には農業者へのアピールが含まれてよい。

(3) 地域農業計画論の個別的課題

地域農業計画の策定に取り組む場合、前項の九つの柱立ての中で特に重要なポイントはどこか。

第一は、現状分析の徹底である。「診断」なきところに「設計」なしといわれる。現状分析を徹底し、地域農業の特徴・優位性と問題点を的確に把握し、その原因・背景を解明することにどの程度成功することができるかが大きな鍵を握る。上記の柱立てで言えば、「第二」の柱への取り組みが極めて重要である。

第二は、「第三」の地域農業をとりまく情勢変化の方向の解明のポイントである。

一つは、全国共通の情勢変化の基調に大きく着目することである。その中でも特に注目すべきは、①食糧制度を始めとする制度的枠組みや価格政策変化の基調、貿易政策（国境調整措置）の変化の方向とテンポといった政策条件の変化と②需要サイドの条件の変化である。全国共通の情勢変化の影響の方が、地域農業に固有の情勢変化の影響よりもはるかに大きい場合がむしろ一般的であるからである。勿論、地域農業に固有の情勢変化にも着目しなければならない。その場合大切なのは、地域農業への影響の大きい情勢変化の見極めで、一般に①農業経営条件

(特に農業労働事情と土地条件)に大きな影響を及ぼす工場誘致や地域開発プロジェクト、②地域農業の市場立地条件に変革をもたらす交通体系の変化(高速自動車道の整備や空港開設等)に特に注意を要する。

第三は、「第四」の中の「地域農業の役割」の明確化である。地域農業の絶対的縮小化を容認する立場に立つか、地域農業の産業規模の維持又は拡大を図る立場に立つか、によって地域農業の展開方向は大きく異なるからである。

第四は、上記「第四」の後段の「振興方向」の明確化である。振興方向は、少なくとも、①全国的視野からみた産地としての位置づけと、それを踏まえた生産の方向づけ、②地域農業の担い手のあり方の明確化、③基幹作目のマーケティング・システムのあり方の明確化、がポイントとなる。

第五は、「第五」～「第七」の戦略的課題ないしは重点課題と実践方策の導出である。この点は次項で検討する。

第六は、「第八」、「第九」で示したように、上で導出された戦略的(重点的)課題と実践方策の関係機関への配分作業である。この点は必ずしも困難ではない。

ところで、以上では、一般によく用いられる「地域農業振興計画」という言葉を極力避け「地域農業計画」という言葉でできるだけ通すようにした。最後に、前者の「地域農業振興計画」と言う言葉が使いにくい理由について注意を喚起しておきたい。それは、日本農業のマクロ的枠組みが絶対的縮小産業化している今日、「地域農業振興」を“地域の農業生産の拡大”ないし、“地域農業から生み出される農業所得の増大”という旧来の意味でとらえ切れなためである。「地域農業振興計画」は、「地域農業計画」を可能な限り前向きに策定しようとする計画主体の意欲を示す言葉として理解するに止める必要がある。一般的に言ってほとんどの地域に関して、旧来の意味での「地域農業振興計画」を策定しうる条件はない。“振興”の新たな意味づけをどう考えるかも「計画」づくりの重要なポイントとなっているのである。

- 7) このような計画の基本フレームで特定地域の計画づくりの支援を行った経験がある。『新交通体系下の徳島県農業の振興方向』(昭和63年、徳島県)及び『庄内地域広域営農団地構想及び農協組織整備構想』(平成2年、農業開発研修センター)参照。

4 地域農業計画論の方法について

(1)「計画論」の方法的要件

地域農業計画論の最終的課題は、計画論が取扱うべき各課題に対応した方法論の開発・定式化である。基礎的研究は、ただちに実践的有効性を志向する必要はないが、現場における計画策定の方法に求められる基本的要件の確保につながる方向で方法論の開発・定式化が進められなければならないことは、多言を要しないであろう。

地域農業計画の策定方法に求められる基本的要件は何か。最も重視されるべきは、フィージ

ビリティの確保である。その一つは現場の通常レベルの専門家（改良普及員や農協の営農指導員）が容易に習得して駆使できること、もう一つはその方法に必要なデータが容易に入手可能なこと、であろう。この基本的要件に、低コスト性と迅速性を加えておくことも必要であろう。

(2) 「計画論」の方法の模索

先に示した“「計画」策定の九つの柱”（「計画の基本フレーム」）と、“「計画」策定の留意点”を念頭に置きながら、「計画」策定の中心的作業となる地域農業展開の基本的方向（将来ビジョン）を明らかにするための方法論に関して若干の検討を行うこととしたい。

1) 地域農業の諸特徴と当面する諸問題について

例えば、ある地域農業の諸特徴ないし優位点を次の諸点に集約できるような分析方法を定式化することができれば、地域農業の新たな方向づけは容易となろう。

<諸特徴ないし優位点>

- 第一. 農業依存度の高い農家経済と地域経済・地域社会を支える地域農業、部厚い農業労働力の残存。
- 第二. 恵まれた水田基盤条件と経営規模の大きさ、商品価値の高い優良品種に支えられた稲作の全国トップクラスの高い生産力と競争力。
- 第三. 西南暖地とは異なった気象条件と広大な砂丘地及び丘陵畑地を生かせる園芸展開条件
- 第四. 糞尿公害を克服しやすい畜産展開条件。
- 第五. 経済連を主軸に地域独自の組織的なまとまりと地域一体感の高い地域特性。

<問題点>

- 第一. 地域農業の生産力構造の相対的弱体化傾向、特に生産農業所得シェア及び比較3生産性（対全国）の低下傾向。その背後に、担い手労働力の量的質的劣弱化と畑地を中心とする耕地の減少
- 第二. 地域農業の絶対的基幹作目である稲作部門の生産力、競争力の新たな展開条件の未整備。特に基幹優良品種を時期的に補完する新品種の未開発、生産効率化に向けての規模拡大条件の未整備。
- 第三. 停滞から後退を余儀無くされる稲作部門を大きく補い、地域農業の産業規模の拡大につなげるだけの園芸農業の多様な展開の立ち遅れ。
- 第四. 稲作、園芸の発展の基礎となる土づくりと稲作部門の後退を補う重要な地域複合部門である畜産の後退。
- 第五. 大消費地の需要をめぐる産地間競争の全国的展開の中で競争的地位確保を阻げる高速交通体系整備の立ち遅れ。

2) 地域農業をとりまく情勢変化の基調について

例えば、全国的に共通の情勢変化の基調を、次の諸点に整備することができるのではないか。それを踏まえて、それぞれについて今後の当該地域農業への影響の方向性を検討することが重

要である。

- ①食用農産物需要の量的停滞と、大きく見込まれる花き需要の量的拡大
- ②すべての農産物需要の質的高度化（高級化、周年化、付加サービス需要の増大と業務需要の増大）
- ③円高基調下での農産物輸入の激増、迫る牛肉・オレンジの輸入自由化、米の輸入枠設定も（いわゆる“部分自由化”）
- ④稲作農業をめぐる制度的条件の大幅な改革、得に米取引市場の開設と部分管理から間接統制へ、生産調整緩和の可能性も
- ⑤国の供給刺激的価格政策の一層の後退
- ⑥生鮮農産物流通構造の変化、特に量販店のシェア拡大、弾力化の方向での卸売市場制度の見直しの進行

①～③が今後の当該地域農業のあり方をどう規定するか。ポイントは、国際的視野も含めた産地間競争の激化であり、それへの対応力の基本は、コスト競争力もさることながら、商品価値競争力であり、それを可能にする商品開発力・商品改善力が問われることになる。

④については、巨大な米どころであるだけに、その影響を的確に見極める必要がある。基本は稲作部門の産地間競争の激化であり、もう一つは、集出荷主体としての経済連の役割の重要性の増大であろう。

⑤については、逆に地方自治体レベルの、地域農業振興施策としての価格政策の重要性を認識させる方向に作用しよう。

⑥は、産地の商品づくりと市場対応の基本的なあり方として、高規格性、大ロット商品の優位性が簡単には後退しないことを示していると同時に、経済連の市場対応力の強化の必要性を示唆している。

次に当該地域農業に固有の情勢変化としては、例えば次のような点に注目することが大切である。

第一は、非農業主導の地域経済の発展基調である。その影響は、部分的には農地の農外転用を促すが、より幅広い影響は、農家労働力にとっての通勤可能圏内での農外就業機会拡大をもたらす影響である。基本的には青壮年労働力を中心とする農業労働力の農外吸引力として作用し、農業労働力の量的質的劣弱化を促す可能性が大きい。特に日本経済が新たな成長局面に入ったといわれる今日、ネックは労働市場の逼迫である。農業がかえている労働力を目あてに企業が地方に進出する可能性は大きい。

第二は、交通立地条件の変化が地域農業に及ぼす影響である。現状は陸の孤島といってよい。しかし高速自動車道の整備による内陸部や首都圏との近接化の影響を見極めること、それは一面では上記第一の情勢変化を促し、その影響を強める。特に着工中のローカル空港の整備を前提とする観光農業とフライト農業の展開方向を見極めることが重要な課題となって来ている。

以上に示した、ある地方農業に関する現状分析と情勢分析の事例は、筆者の情報力や洞察力

に依拠している面が大きいですが、そのような結論が導出される分析の内容と手順をより明確に整理し、定型化してみせることはできそうである。しかし、どこまで客観化、定型化できるか、さらに定型化にこだわってなお有効性を確保できるかどうか、筆者の最終的結論は留保せざるを得ない。この点とも関連して、なお、情勢変化の具体的見極め方にも注意を要する。これは、「計画」づくりとは何か、という根本問題にも関係する。「計画」づくりの狙いは、将来のある時点のある状況を高い精度で予測することにあるのではない。その中心的な狙いは、“計画主体の有効な取り組み課題・取り組み方策を、的確にかつ体系的に導出すること”にある。情勢変化の具体的見極め方は、そのような課題・方策を導出する上で有効なものであればそれで

図1 地域農業に期待される役割の諸側面

- A. 国内産農産物供給機能の全国的視野からみた適正な分担
 - (A-1) 食料供給確保の国家的主体性と供給の安定性保持機能（食料の安全保障より意味は広い）
 - (A-2) 食品としての安全性確保機能
 - (A-3) わが国の食文化に根ざした独自の農産物需要への供給の質的適合性確保機能
- B. 地方的経済圏に位置する地域経済及び地域社会の活力維持機能
 - (B-1) 特に第二次・第三次産業の立地条件に乏しく、通勤可能圏内に安定的に農外就業機会の形成が困難な地域における農家労働力の自己雇用機能
 - (B-2) 自己雇用故の時間的弾力性や、農業労働の季節性をベースとする、パートタイマー等の形態を含む域内企業への伸縮性の大きい低コストの労働提供機能
 - (B-3) 農業の自己雇用機能の弾力性にもとづく景気変動過程での地域労働市場の雇用調整機能
 - (B-4) 地域経済が地域農業及び地域農業関連産業を基盤産業として成り立っている地域の経済的活力維持機能
- C. 農家の高齢労働力及び女性労働力の自己雇用・活用機能
 - (C-1) 長年農業に従事し、労働の質が農業に特化しているか、長年他産業に従事し農業では得難い知識や経験を豊富にもっている（U-TURN 者の場合）ため、機会報酬は低いながら農業生産力としては高い高齢労働力の自己雇用・活用機能
 - (C-2) 機会報酬が低い、しかも農業の担当分野によっては生産力の高い女性労働力の家事・育児・子供の教育と両立しやすい形態での自己雇用・活用機能
- D. 地域社会の活力維持とふるさと保持機能
 - (D-1) 地域の基幹的定住者としての農家人口を維持し、地域社会システムを健全に保持する機能
 - (D-2) そのことによって、域外居住者や、地域住民にとってかけがえのないふるさとを健全に保持する機能
- E. 地域の土地・環境・景観の保全・活用機能
 - (E-1) 地域の土地・環境の保全・活用機能
 - (E-2) 地域住民にとっての快適な環境、重要な観光資源としての良好な景観保全・活用機能

注：以上は藤谷築次編『農業政策の課題と方向』（現代農業政策論第3巻，家の光協会，1988年刊）220～221ページの農業の役割論を基礎としている。

十分なのである。その意味で見極められるべきは、情勢変化の基調ないし方向であり、可能ならば変化のテンポである。

3) 地域農業の位置づくりと基本的方向づけについて

(ア) 地域農業の位置づけについて

地域農業の位置づけを明確にすることの重要性は、先に指摘した通りであるが、それは、農業と農業者の立場からだけでなく、地域経済、地域社会、一般地域住民の立場からも、①地域農業に期待される役割の諸側面の明確化と、②期待される役割をどの程度発揮させるか、換言すれば、地域農業の産業規模をどの程度に維持するかを明確化、を行うことに他ならない。

地域農業に期待される役割の諸側面を図1のように整理して示し、参考に供することとしよう。これらの諸側面について、当該地域での優先順位が明確になれば一層望ましい。

地域農業の産業規模水準については、「基本的方向づけ」とも深くかかわるので、次の(イ)で検討する。

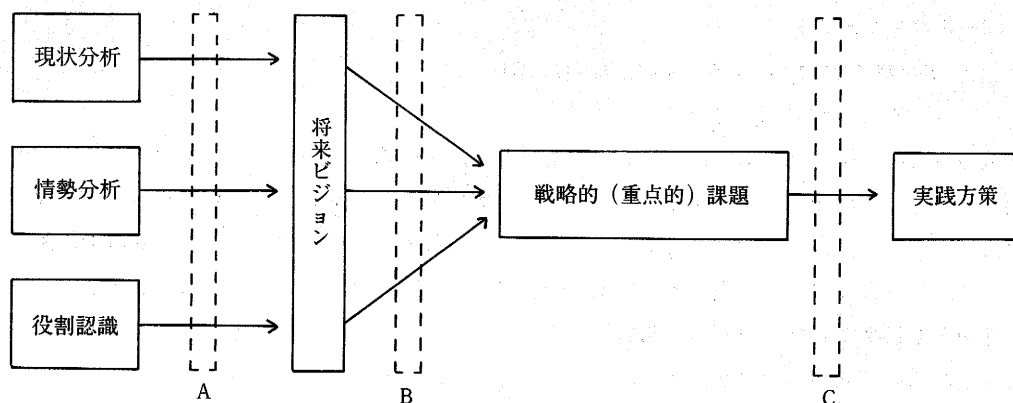
(イ) 地域農業の基本的方向づけについて

当該地域農業の生産農業所得及びその対全国シェアを目標年次にどう設定するのか、この点の判断は、地域農業の方向づけの基本となる。そのためには地域農業に期待される役割の明確化とその期待水準を明確にするための、合意形成とまでは言わないまでも、農業者及び一般住民のニーズの把握が必要である。

次に、「計画」の核心部分をなす地域農業の展開方向＝将来ビジョン、の明確化の手順はどうか。まずこの地域農業の将来ビジョンの明確化に関しては、少なくとも、①全国的な視野からみた産地としての位置づけと、それを踏まえた生産の方向づけ、特に地域生産の中核となる基幹作目の明確化、②地域農業の担い手のあり方、特に個別的担い手と組織的担い手の位置づけ、担い手構造再編の方向づけの明確化、③①と②を踏まえた、各農家が十分参考にできる営農類型の明確化、④基幹作目のマーケティング・システムのあり方の明確化、が重要なポイントとなる。特に①の方向づけが決定的に重要であるが、その場合に重視しなければならないのは、地域農業の競争力強化の視点である。その基本は、当該地域農業の全国視野からみた農産物供給基地ないし産地としての位置づけの明確化である。地域農業のコーポレート・アイデンティティー（CI、内部の関係者からも、外側関係者からも納得でき、よく分かる統一された地域農業のイメージ）の明確化、といってもよい。例えば、「園芸、畜産の地域複合産地化を伴った銘柄米の巨大供給基地」あるいは、「大消費地近接型、総合・周年型生鮮農産物供給基地」というように。

図2は、地域農業の将来ビジョンや戦略的課題・実践方策の導出プロセスを示したものである。確かに思考・検討過程Aは厳しい。思考・検討過程B、Cは必ずしも困難ではない。論理的積上げの筋道を見いだすことはある程度は可能であるが、過程Aに関しては、定式化は容易でない。洞察力やアイデアが強く求められる。先進事例に着目することも大切である。

図2 将来ビジョンと戦略課題・実践方策の導出方法



5 む す び

以上、当初に設定した3つの課題について、筆者の所見を試論的に提示した。地域農業計画論が農業経営学の新しい、かつきわめて重要な研究分野であることは、日本農業の担い手の大宗であった家族農業経営の経営構造の著しい変貌、特に農業経営機能の外部依存の高まりとの関連を基本として、ある程度明確にし得たと考える。“経営改善型地域農業分析”の終極の形態が、“計画策定型地域農業分析”＝地域農業計画論と一致するとする文脈と、農業経営学の農業経営経済学から農業経営管理学への前進の重要性を重ねあわせる時、地域農業計画論の今日的重要性は、決定的だと言えよう。

地域農業計画論が取り扱うべき課題については、「計画」の基本的フレームの設定とその内容の吟味という形で検討を進めた。大筋において異論は少ないのではないか。忌憚のないご批判とご教示をたまわりたい。

問題は第三の課題として扱った地域農業計画論の方法論についてである。基礎的研究は直ちに実践的有効性を志向する必要はない。

しかし、あくまでも計画策定方法に求められる基本的要件—特にフィージビリティの確保（現場の専門家が容易に活用でき、その方法に必要なデータが容易に入手できること）につながる方法論の開発が重視されなければならないであろう。この点に関して、従来開発されてきた計量的手法の意義と限界を徹底的に詰めて検討する必要がある。

本稿のつぎのステップは、方法論を中心に地域農業計画論に関する先行研究の徹底的サーベイと検討である。